

科目名 商法

A会社は、発行済株式総数 200 株、株主数 10 名足らずの小規模な会社である（ただし、定款に株式の譲渡制限の定めはない）。A会社設立時の代表取締役はBであったが、その後、Bは代表権のない取締役に退き、養子のCが代表取締役となり、他に取締役Dがいる。ところが、BとCは次第に不和になり、BおよびBを支持する者（持株数計 120 株）とCおよびCを支持する者（持株数計 80 株）に分かれて対立するようになった。A会社の支配権を掌握したいと考えたCは、Bには知らせずに取締役会を開催し、Dの賛成を得て、Cの実父Eに対する第三者割当によって新株 50 株を発行することおよびこの新株発行により調達される資金で新しい機械設備を購入することを決定した。

- (1) 新株が発行される前において、Bはどのような措置を講ずることができるか。
- (2) 新株が発行された後において、Bはどのような措置を講ずることができるか。